

「第411回 判例・事例研究会」

テーマ：解雇無効判決確定後の配転命令の権利濫用性

| | |
|-------|----------------|
| 日 時 | 令和6年1月17日 |
| 場 所 | 湊総合法律事務所 第1会議室 |
| 報 告 者 | 弁護士 島 村 光 |

【判例】

| | |
|--------------|---|
| 事件の表示 | 事 件 名 労働契約上の地位確認請求事件 事 件 番 号 令和4年(ワ)第22号 令和5年(ワ)第435号 決 定 福岡地裁小倉支部 令和5年9月19日判決 |
| 事件の概要 | <p>1 X(原告)は、学校法人Y(被告)が設置・運営するA学園(北九州市所在)の教員として勤務していた。Yの設置・運営する学校には、A学園のほか、B学院(福島市所在)があった。</p> <p>2 Yは、平成29年8月、Xを解雇する意思表示をした。Xは同解雇が無効であるとして訴えを提起し、令和2年8月、福岡高裁は同解雇を無効として、Yに対し労働契約上の地位確認と賃金支払を命じる判決を言い渡した。同判決は、最高裁の上告不受理決定(令和3年1月)により確定したが、Xは、その後もA学園の教職員として就労を命じられることはなく、Yの理事長からA学園の敷地内への立ち入りを禁止されていた。</p> <p>3 Yは、令和3年10月、就業規則の規定(業務の都合により配置転換等を命じることがある旨の規定)に則り、Xに対し、B学院において数学教員として勤務することを命</p> |

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>じる配転命令をした（本件配転命令）。</p> <p>4 Xは、Yに対し、B学院に勤務すべき労働契約上の義務のないこと等の確認を求めて本件訴えを提起した。</p> |
| <p>判 旨 (抜 粋)</p> | <p>Xの主な請求を認容。</p> <p>1 Xが保有する免許が中学・高校の数学のみであること、Yが設置する中学・高校はA学園とB学院のみであったこと、B学院の数学科では欠員が生じていたが、A学園では欠員は生じず総授業時間も減少していることからすれば、「A学園よりもB学院のほうが、数学科教員をより必要としていたといえるから、本件配転命令に業務上の必要性がないとはいえない」。</p> <p>2 しかし、Xが解雇を通知され、同解雇が無効である旨の判決が確定した後も約9カ月にわたりA学園への復帰を認められず、同学園の敷地内への立ち入りすら禁じられた状態が継続し、これまで一般の教員がA学園からB学院に異動となった例がない中で意向聴取も行われずに本件配転命令が命じられたという一連の経過が認められる一方で、本件配転命令の業務上の必要性はないとはいえない程度にとどまることからすれば、本件配転命令が「不当な動機・目的をもってなされたことが強く疑われる上、Xに対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものといわざるを得ない」。</p> <p>3 「以上の点に鑑みれば、本件配転命令は、権利を濫用したものとして無効」である・</p> |
| <p>参考裁判例</p> | <p>最高裁東亜ペイント事件判決（最判昭和 61・7・14 労判 477号6頁）</p> <p>読売新聞社事件判決（東京高決昭和 33・8・2 労民集 9 卷 5 号 831 頁）</p> <p>C株式会社事件判決（大阪地判平成 23・12・16 労判 1043 号 15 頁）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |